美幌・津別広域事務組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則（案）

美幌・津別広域事務組合火災予防条例施行規則　新旧対照表

改　正　前	改　正　後
第１条～第26条（略）	第１条～第26条（略） （公表の対象となる防火対象物及び違反の内容） 第27条　条例第５４条の２第３項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、令別表第１（１）項から（４）項まで、（５）項イ、（６）項、（９）項イ、（１６）項イ、（１６の２）及び（１６の３）項に掲げる防火対象物で、法第１７条第１項の政令で定める技術上の基準又は同条第２項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第４条第１項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。 ２　条例第５４条の２第３項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。 （公表の手続） 第28条　条例第５４条の２第１項の公表は、前条第１項の立入検査の結果を通知した日から１４日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、美幌・津別広域事務組合ホームページへの掲載により行う。 ２　前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。 (1)　前条第２項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地 (2)　前条第２項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。） (3)　その他消防長が必要と認める事項
（消防長の定める事項） 第27条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、消防長が定める。 附則（略）	（消防長の定める事項） 第29条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、消防長が定める。 附則（略）